

特記仕様書

件名 R8大判プリンター・プリンター長期継続契約

【長期継続契約について】

本入札における契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3(又はうるま市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例)の規定による長期継続契約であるため、翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更し、又は解除することがあります。

【見積条件】

1. 賃貸台数 3台(内訳:大判プリンター1台、プリンター2台)
2. 別途参考機種と同等品及び新品とする。
3. 運搬・設置及び契約取引費用については、落札業者の負担とする。
4. 故障が頻発し、使用に支障をきたす場合には、同機種の入替えをおこなうものとする。
5. アフターサービスに関しては、即時対応及び修理が出来る業者である事。
6. リース契約については、落札者において、リース会社を選定し落札額で契約するものとする。
7. 見積金額はリース金額の合計額を記載すること。
積算基礎:機器賃貸借料金は、リース料金とする。
8. 賃貸借期間:令和8年8月1日から令和13年7月31日(60ヶ月)
9. 賃貸借料60ヶ月間の合計額(総額・消費税込み)を60ヶ月で除した額を1ヶ月間の賃借料とする。
10. 賃貸借料の1ヶ月における計算期間は、各月の初日から月末までを1ヶ月とする。

【入札について】

1. 入札記載金額はリース金額の合計額(60ヶ月分・税抜き)を記入すること。
2. 入札記載金額は予定価格を超えないこと。
3. 予定価格を超える記載があった場合には入札妨害とみなします。

【落札決定について】

1. 落札者の決定は、3台の合計額の最低額業者に決定する。

【運搬・設置について】

1. 機器等は指定場所へ搬入・設置し、関係課と調整の上、接続作業を行うこと。
2. 設置後から使用出来るように、各パソコンのセットアップを行うこと。